

7. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実施日	内 容
外国為替市場	46. 8. 28 12. 20	為替変動幅の制限を暫定的に停止 (46. 12. 19限り廃止) 基準外国為替相場を1米ドル308円 (旧360円) に改定, 大蔵大臣米ドル売買相場の上下限幅を基準外国為替相場の上各2. 25%に拡大
	48. 2. 14	為替変動幅の制限を暫定的に停止
	53. 1. 1	基準外国為替相場を改正 (アメリカ合衆国通貨—当該年の1月から当該年の6月までの間については当該年の前年の6月から当該前年の11月までの間における実勢相場の平均値として, 当該年の7月から当該年の12月までの間については当該前年の12月から当該年の5月までの間における実勢相場の平均値として大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場) 裁定外国為替相場を改正 (アメリカ合衆国以外の外国通貨—上記基準外国為替相場に準ずる方式により算出し, 大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場)
	平11. 1. 1	裁定外国為替相場として大蔵大臣が日本銀行本店において公示する外国通貨として「ユーロ通貨」を追加
	22. 1. 1	基準外国為替相場を改正 (アメリカ合衆国通貨—当該月の前々月中における実勢相場の平均値として財務大臣が日本銀行本店において公示する相場) 裁定外国為替相場を改正 (アメリカ合衆国以外の外国通貨—上記基準外国為替相場に準ずる方式により算出し, 大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場)
指 定 通 貨	41. 3. 15	オーストラリアドルを追加
	46. 6. 10	指定受領外国通貨 (従来15通貨) の制限を廃止し, 対外取引に使用する通貨種類は取引当事者の選択に委ねる
標準決済制度	53. 3. 1	輸入の標準決済方法の緩和, 輸入の標準決済期間拡大
	4. 1	貿易外受取及び貿易外支払に係る標準決済の範囲をあらゆる決済方法に拡大
	10. 2	輸出の標準決済方法の緩和
	55. 12. 1	標準決済制度から特殊決済制度に移行 輸出の決済期間を輸出申告日前1年以内, 船積後1年以内に延長 輸入の決済期間を輸入申告日前1年以内, 通関後1年以内に延長
	56. 5. 28	書籍輸入に係る特殊決済 (前払) の自由化
	60. 5. 10	輸出の決済期間を輸出申告日前2年以内, 船積後2年未満に延長 輸入の決済期間を輸入申告日前2年以内, 通関後2年以内に延長
	平 5. 7. 30	繊維・雑貨類の輸出の際のL/C原則廃止
	8. 9. 1	OECDの「公的支援を受ける輸出信用ガイドラインに関する取極」の適用を受ける貨物を除く貨物の輸出入, 役務の提供, 仲介貿易に係る特殊決済方法の決済期間を自由化
	10. 4. 1	対外的な支払等の自由化に伴い, 特殊決済方法による支払等 (勘定の貸借記, 相殺等) の許可制及び当該決済方法による貨物の輸出入に係る承認制を廃止, 支払等の事後報告制へ移行
運輸保険業務	39. 11. 20	石炭, 鉄鉱石の運送に係る期間1年をこえる長期用船契約を自由化
	12. 18	生命保険契約に係る保険金並びに保険料の支払について, 居住地変更の結果, 外貨送金に要するものは為銀限り承認
	40. 10. 11	原油, 重油の運送に係る期間1年をこえる長期用船契約を自由化
	47. 10. 21	本邦から輸出される船舶及び航空機に係る用船等契約を要許可扱い (従来自由)
	48. 11. 24	本邦からの輸出船舶の用船等契約規制措置撤廃
	52. 6. 13	渉外運輸, 海外出漁及び渉外保険業務に係る契約を全面自由化 用船料, 保険料等の外国へ向けた支払をすべて為銀限り承認
	8. 10	通産省所管の役務契約を全面自由化 (従来は居住者間の外貨債権の売買, 標準外決済を伴う契約は通産大臣許可)
	55. 12. 1	承認制度の廃止
輸 入 担 保	39. 3. 18	原燃料, 機械 (耐久消費財機器等を除く) の担保率を5%に, その他品目を35%に引上げ, 日銀再預託制を復活
	39. 4. 21	一部品目について担保率を引下げ
	9. 1	
	40. 4. 1	原燃料, 機械等の担保率を5%から1%に, その他品目を35%から原則として5%に, 一部1%に引下げ, 日銀再預託制を廃止
	44. 10. 20	消費財等の担保率を5%から1%に引き下げるとともに担保を現金以外のものに拡大
	45. 5. 18	担保率を一率0%
	47. 11. 24	輸入担保制度を廃止
商 社 等 活 動	42. 3. 1	商社本支店間交互計算勘定制度の一部緩和 (貸借記項目の拡大等)
	44. 9. 1	本社保証の金額限度の引上げ (従来1店舗当たり1億円を3億6千万円に)
	45. 2. 6	商社等保有外貨の対象をメーカーにも拡大
	46. 6. 1	商社等外貨勘定制度の拡充
	46. 7. 1	商社等保有外貨制度の自由化 商社等本邦企業の海外支店設置・運営資金の送金・合併会社の設立等海外直接投資は原則として日銀自動許可

の 他

自 由 化) の 推 移

(昭和39年1月～令和6年9月)

項 目	実施日	内 容
商 社 等 活 動 (続)	47. 5. 8 11. 15 48. 11. 15 53. 4. 1 12. 2 55. 12. 2 59. 8. 10 平6. 3. 28 9. 3. 1 10. 4. 1 39. 4. 1 41. 1. 1 5. 16 44. 4. 1 45. 3. 1 7. 1 8. 20 46. 2. 1 6. 10 10. 1 47. 5. 8 11. 24 48. 12. 17 49. 4. 1 51. 6. 24 52. 6. 13 53. 4. 1 55. 12. 1 平10. 4. 1 20. 6. 1 21. 5. 12 21. 7. 6	本邦内為銀への居住者外貨預金勘定開設の自由化に伴い、商社外貨預金制度を廃止 本社保証に対する規制の実施 本社保証に対する規制の一部緩和 保証の原則自由化（居住者が非居住者から受ける保証をすべて自由化、また居住者が非居住者に対して行う保証を特定の場合を除き原則として自由化） プラント輸出等に伴い工事等を海外の業者に請負わせる場合の役務契約並びに現地調達物資購入の調達契約を自由化 商社等本店間交互計算制度の拡充（輸出入貨物代金の賃借記限度額を36千円から100万円に引上げ等） 商社等交互計算制度の拡充（輸出入貨物代金の賃借記限度額の引上げ（100万円→300万円）等） 商社等交互計算制度の拡充（輸出入貨物代金の賃借記限度額の引上げ（300万円→1,000万円）等） 商社等交互計算制度の拡充（輸出入貨物代金の賃借記限度額の引上げ（1,000万円→1億円）等） 商社等交互計算制度の拡充（マルチ・ネットティングを可能とし、業種制限、記帳限度額等を廃止） 対外的な支払等の自由化に伴い、商社等交互計算制度を廃止 観光、療養、親族訪問等の渡航を年1回500ドルの範囲内で為銀限り承認 その他渡航（従来の500ドル口及び200ドル口）の為銀承認限度を700ドルに引上げ ギランティ渡航は原則として許可不要 その他渡航（従来700ドル）の為銀承認限度額を1,000ドルに引上げ 持帰り外貨（100ドル以内）の保有及び渡航費用への再使用の制限を免除 海外渡航のための外貨購入手続を簡素化 業務渡航の渡航者資格を緩和し、為銀承認限度額を3,000ドルに引上げ（従来2,000ドル） 留学渡航の渡航者資格を緩和し、為銀承認限度額を1日当り15ドルに引上げ（従来1日当り10ドル） 観光渡航等一般渡航の為銀承認限度額を3,000ドルに引上げ、一般渡航と業務渡航を統合し手続を簡素化 留学渡航の為銀承認限度額を入学前3,000ドルに引上げ（従来1,000ドル） 円貨の持出し限度額を10万円まで引上げ（従来2万円） 居住者の海外渡航に係る旅客運賃等の為銀を通ずる外貨払いを自由化（従来は円貨に限定） 海外渡航の為銀承認限度額（一般渡航3,000ドル、留学渡航1日当り15ドル）を撤廃し、渡航外貨の買入はすべて為銀承認 海外渡航の為銀承認限度額を1回3,000ドルに制限 円貨の持出限度額を3万円までに引下げ（従来10万円） 海外渡航の為銀承認限度額を1渡航3,000ドルに引上げ（従来1,500ドル）、円貨の持出し限度額を10万円まで引上げ（従来3万円） 渡航前買入れ及び渡航後送金を3,000ドルまで自由化、3,000ドル超為銀承認、買入れ外貨の旅券への記入廃止 海外渡航者が外国滞在期間中に外国で預金することを自由化 外国における滞在費等に充てるため本邦為銀に預入の居住者外貨預金勘定の残高を併用することを自由化 海外渡航の為銀承認限度額（3,000ドル超）を撤廃し、円の持出し限度額を300万円まで引上げ（従来10万円） 円貨の持出限度額を500万円まで引上げ（従来300万円） 支払手段等（円貨、外貨、有価証券等：合計100万円相当額超、貴金属：1キログラム超）の携帯輸出入の届出制 円貨の持出しの許可制の廃止 関税法に基づく支払手段等（円貨、外貨、有価証券等：合計100万円相当額超、貴金属：1キログラム超）の携帯輸出入の申告制（書面又は電子による申告制導入。当該申告を行いその許可を受けているときは、外国為替及び外国貿易法に基づく支払手段等の携帯輸出入に係る届出をしたものとみなす） 北朝鮮を仕向地として支払手段又は証券を携帯して輸出する場合に届出を要する金額の引下げ（100万円相当額超→30万円相当額超） 関税法に基づく申告を要する金額についても同様に引下げ 北朝鮮を仕向地として支払手段又は証券を携帯して輸出する場合に届出を要する金額の引下げ（30万円相当額超→10万円相当額超） 関税法に基づく申告を要する金額についても同様に引下げ

7. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実施日	内 容
海 外 渡 航 (続)	26. 7. 4	北朝鮮を仕向地として支払手段又は証券を携帯して輸出する場合に届出を要する金額を従来の基準に引上げ (10万円相当額超→100万円相当額超)
	28. 2. 19	北朝鮮を仕向地として支払手段又は証券を携帯して輸出する場合に届出を要する金額の引下げ (100万円相当額超→10万円相当額超)
貿易外送金等	39. 7. 1	外国映画上映権及び外国テレビフィルムの放映権の取得契約をすべて日銀限り処理
	12. 18	家族間の生活費貸付、移住者の移住前の居住国における負債の返済、非居住者の本邦にある不動産の処分、居住者の外貨証券の処分を日銀限り処理
	40. 4. 3	海外渡航者の携帯輸出した円貨・外貨の外国における両替を制限免除
	41. 5. 16	外国人居住者の1万ドル以内の持帰り金を日銀限り許可 (従来は5,000ドル以内)
	44. 9. 1	非居住者の居住用、非営利目的の用または事務所用の本邦内不動産取得を日銀限り許可 移住者 (在日外国人居住者) の経常的所有の本国向け定期送金の制限 (送金の相手方が2親等以内の親族でその生活費に充当する場合に限定) を撤廃 持帰り財産の許可を5万ドルに引上げ (従来1万ドル)
	45. 5. 1	在日外国人持帰り財産送金の日銀許可限度 (5万ドル) の撤廃 為銀承認範囲事務の追加 (信用調査費、弁護士、会計士費用) 及び為銀承認限度額の引上げ (広告宣伝費、小額送金等) 非居住者招へいに伴う滞在費の円払いを制限免除 支払承認申請書と貿易外支払報告書 (除く渡航分) の併合 (実施45.7.1) 等申請・報告手を簡素化
	46. 2. 1	親族間貸付の日銀許可基準を緩和 (生活困窮者、2親等内に限る旨の制限撤廃) 為銀承認範囲 (年間500ドルの親族贈与) を超える贈与及び寄付を日銀で自動許可
	47. 3. 10	貿易外支払いにつき1回1,000ドルまでの送金を自由化
	5. 8	居住者が本邦内の非居住者に対し生活費等の非営利目的のための資金を円貨で貸付けることを自由化 本邦内の居住者間または居住者・非居住者間の収集用外貨の売買を自由化 居住者が本邦内非居住者からその本邦滞在に伴う生活費等を直接外貨で受領することを自由化 非居住者の本邦における外貨証券の発行・募集についての許可申請手を制定
	9. 1	小額送金制度の限度額を拡大 (1件1,000ドル→1件3,000ドル)
	11. 24	著作権 出版権の対価、広告宣伝費、市場調査費その他雑送金の為銀限り承認限度額を廃止 在日外国人の帰国持出金など日銀の許可案件を金額限度なしに為銀承認に移行 贈与の為銀承認限度額 (従来どおり親族贈与に限る) を引上げ (1件2,000ドル→1件3,000ドル)
	48. 4. 1	金地金 (含有量が全重量の45%未満) 及び流通していない金貨の輸入は為銀限り処理 (含有量が45%以上の金地金の購入は日銀で許可)
	7. 1	金製品 (ネックレスを除く) の輸入は為銀限り処理
	12. 17	小額送金制度の限度額を縮小 (1件3,000ドル→1件1,000ドル)
	49. 4. 1	小額送金制度の限度額を1件200ドルに引下げ
	51. 6. 24	小額送金制度の限度額を1件1,000ドルに引上げ
	52. 6. 13	小額送金制度の限度額を1件3,000ドルに引上げ (以後自由送金制度と改称) 映画、テレビ、興行等に係る役務の対価の対外送金を為銀承認とし、親族贈与の為銀承認限度額を撤廃する等の対外送金の簡素化
	53. 4. 1	自由送金制度の限度額を1件300万円に引上げ
	55. 12. 1	渡航外貨の買入れ、親族送金等の「経常的支払」に係る為銀承認を廃止 為銀承認制度の廃止 対外送金の自由化 (ただし、500万円超の寄附、贈与等は要許可) 貴金属の輸出入の自由化 (届出制の廃止)
	56. 5. 28	金地金に係るヘッジ取引について指定制度 (商社、鉱山業社等を指定) の導入
	平7. 7. 1	寄附・贈与の許可不要限度額引上げ (500万円相当額→1,000万円相当額)
	10. 4. 1	寄付・贈与のための送金の許可制の廃止
	15. 1. 6	顧客本人確認の義務化 (支払等に係る為替取引)
	15. 4. 1	支払等報告書の報告下限金額を引上げ (500万円相当額→3,000万円相当額)
	21. 5. 12	北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人又は主たる事務所を有する法人その他の団体に対する支払を行う場合に報告が必要となる金額の引下げ (3,000万円相当額→1,000万円相当額)
	22. 7. 6	北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人又は主たる事務所を有する法人その他の団体に対する支払を行う場合に報告が必要となる金額の引下げ (1,000万円相当額→300万円相当額)
	26. 7. 4	北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人又は主たる事務所を有する法人その他の団体に対する支払を行う場合に報告が必要となる金額を引上げ (300万円相当額→3,000万円相当額)
	28. 2. 19	人道目的かつ10万円以下を除く北朝鮮向けの支払の原則禁止
非居住者円預金	44. 9. 1	非居住者預金勘定の整理縮小 (1) 44年7月末残高を11月末までに、外貨送金、又は自由円勘定への振替制限免除 (2) 非居住者預金勘定残高の年賦送金比率の引上げ (従来20%→30%) (3) 円貨により取得した居住用等の不動産の処分代金の外貨送金を自由化
	46. 2. 1	45年12月末残高を46年4月末までに、外貨送金、又は自由円勘定への振替制限免除

自 由 化) の 推 移 (続)

(昭和39年1月～令和6年9月)

項 目	実施日	内 容
非居住者円預金 (続)	47. 9. 12 52. 6. 27 55. 12. 1 平10. 4. 1	非居住者自由円勘定の対象外国通貨 (15通貨) の指定を廃止 非居住者預金勘定制度 (五条円勘定) を廃止 非居住者自由円勘定制度から非居住者円勘定制度に移行 非居住者円預金勘定制度の廃止
対 内 投 資	39. 4. 1 40. 6. 5 6. 14 41. 8. 1 42. 7. 1 43. 6. 1 44. 3. 1 9. 1 45. 9. 1 46. 4. 1 8. 4 47. 6. 29 47. 7. 1 10. 6 10. 12 48. 5. 1 11. 6 12. 1 49. 1. 17 8. 26 50. 6. 1 52. 6. 27 52. 8. 1 53. 3. 16 4. 1 54. 1. 23 2. 24 5. 11	円ベース投資の利潤送金 (蓄積利潤を除く) は日銀限り許可 期間1年超の技術援助契約の締結及び株式、受益証券、社債、貸付金債権の取得は原則として外資法の要認可 外国法人の在日支店、子会社と本店等との間の技術援助契約は管理法の要許可 外国法人の在日支店等の創業資金年間累計30万ドル以内の経常的経費の受領は日銀限り許可 非居住者外国投資家の親族たる居住者に対する生活費の貸付けを日銀限り許可 甲種技術援助契約の許可に関する日銀委任範囲の拡大 (主務大臣の指定する一定範囲の特許権等は日銀限り認可) 対内直接投資の一部自由化 (第1類自由化業種 (外資比率50%以内) 33及び第2類自由化業種 (外資比率100%) 17に係る経営参加株の取得は自動的に認可) 永住居住者たる外国投資家等の円貨等による非制限業種株式の取得以外はすべて外資法の要認可 (従来は居住者外国投資家の非制限業種株式の取得は投資目的の如何を問わず認可不要) 株式取得の認可に関する日銀委任範囲の拡大 (非制限業種15%→20%, 制限業種10%→15%, 投資家1人当たり5%→7%) 製造業等を営む外国法人の在日支店等の資金受領を日銀限り許可 (従来原則として認めず) 技術導入契約の自由化措置の実施 (対価5万ドル以内は日銀自動許認可、石油化学等非自由化技術は主務大臣の個別許認可、これら以外は申請後1か月以内に日銀許認可) 対内直接投資の自由化業種の拡大 (第1類自由化業種33→160, 第2類自由化業種17→44) 円ベース投資の元果の外貨回収を全面自由化 対内直接投資の自由化業種の拡大 (第1類自由化業種160→447, 第2類自由化業種44→77) 対内証券投資の自動認可限度 (日銀委任範囲) の引上げ (外国投資家持株比率合計 非制限業種20%以下→25%未満) 対内直接投資の自由化業種の拡大 (自動車製造業及び同部分品製造業等の業種を第1類自由化業種に追加) 対内直接投資の自由化範囲の拡大 (第1類自由化業種につきネガティブ・リスト方式を採用一個別審査対象業種7, 第2類自由化業種77→228) 対内証券投資の自動認可限度 (日銀委任範囲) の引上げ (1外国投資家当たり持株比率7%以下→10%未満) 証券会社名義特別勘定を円貨特別勘定 (約定済証券の決済資金、処分代金を預入) 及び外貨特別勘定 (約定前の外貨を預入) の2本建に改正 技術導入契約の自由化 (非自由化となっていた航空機、武器の火薬、原子力、宇宙開発、電子計算機及び石油化学の7技術について自由化、ただし電子計算機の一部については49. 7. 1, 石油化学の一部は48. 1. 1までそれぞれ自由化実施を繰延べ) 証券円貨特別勘定残高の滞留期間を1か月に制限するとともに、各投与ごとに同勘定残高の優先使用を義務づけ 外国投資家の本邦証券取得は、為銀または証券会社を代理人として申請する場合に限り、かつ、取得の許認可は処分額の範囲内に限定 農林水産業、鉱業、石油業、皮革製品製造業、小売業の5業種を除き、新設企業に対する直接投資は主務大臣の自動認可 (ただし電算機等業種については、最高3年間自由化を猶予) 企業の同意があれば、既存企業への直接投資も上記5業種を除き主務大臣の自動認可 (ただし、自由化を猶予している17業種については、従来どおり主務大臣の個別審査) 外国投資家の本邦株式取得規制 (処分額の範囲内) の撤廃 外国投資家の本邦債券取得規制 (処分額の範囲内) の撤廃 証券円貨特別勘定残高の滞留制限、同勘定残高の優先使用条件を廃止 政府短期証券の取得を自由化 (本邦証券の取得制限はすべて撤廃) 農林水産業等自由化5業種のうち小売業に係る対内直接投資を自由化 取得後6か月経過前の円払証券の処分代金につき自由円勘定への貸記及び外貨送金を自由化 残存期間6か月未満の受益証券の取得を日銀自動認可 外国投資家の本邦債券取得規制 (元本償還日までの期間が5年1か月以内の円建債券の取得を原則として禁止) 非居住者による国内不動産の取得のうち、居住または事務所等に用いられるものを自由化、また工場または店舗等に用いられるものは農林水産業、鉱業、石油業、皮革・同製品製造業に供されるものまたは用途未定のものを除き日銀自動認可 (従来は大蔵大臣許可) 非居住者による国内不動産の処分を自由化 (従来は日銀許可) 技術導入に係る手続の簡素化 農林水産業、鉱業、石油業、皮革製品製造業以外の業種に係る対内直接投資 (一定以上の出資比率を超える場合で企業の同意のないものを除く) を日銀認可 (従来は主務大臣の自動認可) 53. 3. 16の措置の5年1か月を1年1か月に改める 上の規制措置を廃止 非居住者の円払証券現先取引を自由化

7. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実施日	内 容
対 内 投 資 (続)	55. 12. 1	指定証券会社を経由する証券取得（対内直接投資等を除く）の自由化 対内直接投資を認可制から届出制に移行 技術導入契約等を認可制から届出制に移行
	59. 4. 1	対内証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（300万円相当額→1,000万円相当額）
	7. 1	指定会社制度の廃止 不動産投資を自由化（審査付属届出制から単純届出制へ）
	60. 7. 1	例外 4 業種（農林水産業、鉱業、石油業、皮革又は皮革製品製造業）等以外の業種に係る対内直接投資の届出処理の迅速化（即日処理）
	10. 19	国債先物取引開始
	12. 1	技術導入契約の締結等に係る事後報告の廃止
	62. 6. 9	株式先物取引の開始
	63. 9. 3	株価指数等先物取引の開始
	平成. 6. 30	金融先物取引市場の創設
	2. 7. 30	対内証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（1,000万円相当額→3,000万円相当額）
	4. 1. 1	対内直接投資等及び技術導入締結等に係る手続の簡素化（原則事後報告制への移行）
	6. 3. 1	対内証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（3,000万円相当額→1 億円相当額）
	7. 4. 1	非居住者の本邦での証券発行に係る手続の簡素化（届出不要指定）
	10. 4. 1	外国為替業務の自由化に伴い、指定証券会社制度を廃止 技術導入契約の締結等（特定技術を除く）に係る手続の簡素化（3,000万円相当額以下の報告免除）
	13. 3. 28	指定技術以外の技術導入契約の締結等に係る報告の廃止
	19. 9. 28	対内直接投資について、安全保障の観点からの事前届出業種の拡大及び投資活動の多様化に伴う対象取引の見直しを実施
	21. 4. 1	対内直接投資の届出処理の迅速化（可能な案件について審査期間を 5 営業日に短縮）
	21. 6. 23	外国投資家等の事務負担軽減等の観点から、外国投資家である投資顧問業者を通じた投資を対内直接投資に位置づけ、届出可能期間の延長（投資日前 3 か月→投資日前 6 か月）、届出に係る実行報告の簡素化、事後報告期限の延長（15 日以内→翌月 15 日まで）、事後報告の一部（会社の事業目的の変更の同意、支店等の設置、支店等の種類又は事業目的の変更に関する報告）廃止
	26. 1. 1	IMF国際収支マニュアル第 6 版（平成 20 年 12 月公表）において、直接投資が「議決権 10% 以上」とされていることに対応し、内部留保等の報告における規定を「出資比率 10% 以上」から「議決権 10% 以上」に変更。 上記マニュアルの定める直接投資において、間接出資先等に対する金銭貸借等も直接投資として計上するように求められていることに対応し、内部留保等の報告様式を追加。
	26. 8. 20	本邦会社が海外で募集・売出しを行った株式の海外証券会社等による一時的引受けの届出・報告対象からの除外、外国法人等の影響が及ばないとして届出・報告の対象から除外されている居住者外国投資家の範囲の拡大
	29. 10. 1	国の安全を損なうおそれが大きい業種について、外国投資家による他の外国投資家からの非上場株式の取得（特定取得）を事前届出制の対象に追加。 無届や虚偽届出により対内直接投資等を行った外国投資家等に対し、国の安全を損なうおそれがある場合には、株式売却命令等の措置命令を行うことを可能とする制度を導入。
	令元. 8. 1	日本企業への投資を通じた安全保障上重要な技術の流出防止等の観点から、対内直接投資等の事前届出対象業種にサイバーセキュリティ関連業種を追加。
	2. 6. 7	国の安全等の観点で問題のない投資の促進のため、取得時事前届出免除制度を導入し、一定の基準の遵守を前提に株式取得時の事前届出を免除。 国の安全等を損なうおそれのある投資へ適切に対応するため、事前届出の対象を見直し、上場会社の取得時事前届出の閾値を 10% から 1% へと引き下げ、役員への就任及び指定業種に属する事業の譲渡・廃止について行為時事前届出を導入。 国内外の行政機関との情報連携の強化に係る規定を整備。
	2. 6. 15	新型コロナウイルス感染症の蔓延をうけ、国民の人命・健康に関わる重要な医療産業の国内基盤を維持し、国の安全等が損なわれることを防ぐため、感染症に対する医薬品に係る製造業（医薬品中間物を含む）及び高度管理医療機器に係る製造業（付属品・部分品を含む）を規制対象業種に追加。
	3. 11. 4	レアアース等の重要鉱物資源の安定供給確保は経済安全保障上の重要な課題であることを踏まえ、これらの重要鉱物資源の調査能力等の適切な維持・確保等を図る観点から、レアアース等の重要鉱物資源 3 4 鉱種に係る金属鉱業（資源調査船の運行や、測量等を含む）、金属鉱業の目的で使用する機器等（資源調査船・探査機、船舶用機器、掘削機等）の製造業、修理業、ソフトウェア業等及び重要鉱物資源の調査を行う船舶の円滑な活動を可能とすべく、特定離島港湾施設等の整備等を行う建設業等を規制対象業種に追加。
	5. 5. 24	経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受けて、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体製造装置等、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、及び金属 3 D プリンター等に関連する業種を規制対象業種に追加。

自 由 化) の 推 移 (続)

(昭和39年1月～令和6年9月)

項 目	実施日	内 容
対 内 投 資 (続)	6. 9. 15	経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」の追加指定等を受けて、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、半導体製造関連機器、先端電子部品、工作機械部品、船舶用機関、光ファイバーケーブル及び複合機に関連する業種を規制対象業種に追加。
対 外 投 資	39. 1. 4	1口5万ドル以内の海外投融資を日銀限り許可
	44. 10. 1	海外投資の相場処理範囲を30万ドルまでに拡大（うち、20万ドルまでは、原則として日銀自動許可）
	45. 4. 16	証券投資信託に外国証券組入れを許可
	9. 1	海外投融資の日銀処理範囲を従来の30万ドルまでから100万ドルまでに引上げ、原則として日銀自動許可
	12. 5	海外支店の設置運営資金の送金の累計額が1店舗当たり100万ドルまでは原則として日銀自動許可
	46. 1. 18	保険会社についても外国証券購入を許可
	7. 1	証券投資信託及び保険会社の外国証券購入についての金額制限を撤廃 一般投資家の外国証券購入売却を包括的に許可 実需にもとづく海外不動産取得は日銀自動許可
	47. 3. 30	本邦為銀の外国証券の購入を許可
	6. 8	居住者の海外不動産の取得についての実需原則（個人住宅用、事業所用等自己のために使用するものに限る）を撤廃し、すべて日銀自動許可 対外直接投資の範囲を拡大し、本邦資本の比率にかかわらず投資先との永続的経済関係の樹立を目的として投資されるものはすべて日銀で処理
	48. 11. 13	外国政府発行の短期証券その他短期外貨証券（取得から償還まで6か月を越えないもの）取得の規制
	49. 1. 7	期間1年以内の短期外貨証券取得の禁止
	1. 18	海外不動産取得の一部規制（実需原則の復活）
	50. 3. 7	自主規制につき証券種類別の制限を取り除く等一部規制緩和
	6. 6	銀行を除き、対外証券投資の自主規制撤廃
	52. 3. 9	銀行の対外証券投資の自主規制撤廃
	3. 16	非居住者が本邦通貨で支払われる証券を外国で発行又は募集する場合（いわゆるユーロ円債の発行）の許可申請手続の整備
	4. 1	外国為替公認銀行等に対する既発行非上場外貨証券及び外国投資信託証券の取得の自由化
	6. 27	短期外貨証券の取得を日銀で包括的に許可（従来は事実上禁止） 海外不動産取得の実需原則を撤廃し、すべて日銀自動許可
	53. 4. 1	南アフリカ共和国等特定地域にある不動産を除き居住者による海外不動産の取得等を許可制から事前届出制へ移行 為銀、証券会社以外の居住者による対外直接投資を目的とする外貨証券の取得等を原則として許可制から事前届出制へ移行 対外証券投資により保有する外貨証券についての先物為替売買予約を包括許可（従来は事実上禁止）
	55. 12. 1	海外不動産取得の自由化 指定証券会社を経由する証券取得（対外直接投資を除く）の自由化
	59. 4. 1	海外CD・CPの国内販売開始
	4. 1	対外直接投資・対外証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（300万円相当額→1,000万円相当額）
	62. 5. 22	金融機関等の海外金融先物取引自由化
平成	6. 30	海外金融先物取引の自由化
	7. 1	対外直接投資に係る届出不要限度額の引上げ（1,000万円相当額→3,000万円相当額）
	2. 7. 30	対外証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（1,000万円相当額→3,000万円相当額）
	6. 3. 1	対外直接投資・対外証券投資に係る届出不要限度額の引上げ（3,000万円相当額→1億円相当額）
	7. 4. 1	居住者の外国での証券発行に係る手続の簡素化（届出不要指定）
	8. 4. 1	本邦為銀によるいわゆる2ステップ・ローンに係る対外直投の届出不要の指定
	10. 4. 1	外国為替業務の自由化に伴い、指定証券会社制度を廃止 対外直投に係る手続の簡素化（原則事後報告制への移行。繊維製品製造・加工業、銀行業・証券業に対する対外直投、銀行・証券会社が行う対外直投を指定業種（要届出）から事後報告業種へ変更）
	23. 5. 1	報告者の負担軽減の観点から、対外直接投資の報告の簡素化（出資割合以外の基準により対外直接投資に該当するものを資本取引として報告することとしたほか、報告事項の削減、対外直接投資を実行した際の報告手続の統一）
	26. 1. 1	IMF国際収支マニュアル第6版（平成20年12月公表）において、直接投資が「議決権10%以上」とされていることに対応し、内部留保等の報告における規定を「出資比率10%以上」から「議決権10%以上」に変更。 上記マニュアルの定める直接投資において、間接出資先等に対する金銭貸借等も直接投資として計上するように求められていることに対応し、内部留保等の報告様式を追加。

7. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実施日	内 容
外国為替予算 制度	39. 4. 1	IMF 8 条国移行に伴い制度廃止
輸入管理制度	39. 4. 1	外貨資金割当制度を数量表示による輸入割当制に改め、自動承認品目の外貨予算の使用確認を廃止
	47. 2. 1	自動輸入割当制度 (AIQ) を廃止
	47.12.20	輸入承認制の一部変更 (非自由化品目等を除き輸入承認制に代えて輸入届出制を導入)
	52.10. 1	輸入特例制度の拡充 (少額貨物の範囲拡大等)
	55.12. 1	輸入届出制度廃止
		特殊決済方法 (貸借記に限る) による輸入に係る確認制度導入
輸 出 前 受 金	10. 4. 1	対外的な支払等の自由化に伴い、特殊決済方法による輸入に係る確認制度を廃止
	46. 8.31	規制実施 (輸出前受金取得外貨の円対価売却について 1 件 1 万ドル超のものを要許可扱い)
	47. 1. 6	規制措置撤廃
	2.25	規制措置復活 (1 件 1 万ドル超を要許可)
	6.29	規制強化 (要許可金額を 1 件 5,000 ドル超に変更)
	48.11.14	規制措置緩和 (要許可金額を 1 件 1 万ドル超に変更)
	49. 1. 7	規制措置緩和 (要許可金額を 1 件 10 万ドル超に変更)
	7.30	規制措置緩和 (要許可金額を 1 件 50 万ドル超に変更)
銀行業務関係	54. 5.15	規制措置撤廃
	39. 7. 3	海外短資収入残高規制の実施
	43. 2. 1	円転換規制の実施
	45. 2.25	現地貸付・保証の期間制限の撤廃
	8. 1	外国為替公認銀行の甲種・乙種の名称区分廃止
	46. 9. 7	為銀の円転規制, 対外債務残高規制, 自由円残高規制を法制化
	12.21	対外債務残高規制の廃止
	47. 1. 6	非居住者自由円勘定残高規制の廃止
	5. 8	一般居住者及び非居住者が本邦内為銀に外貨預金勘定を開設することを自由化 (外貨集中制度の廃止に伴う措置)
	6. 1	非居住者自由円預金に対する預金準備率規制 (増加額の 25%)
		外貨準備金制度の廃止
	6.29	証券特別勘定の受入等の規制 (円貨・外貨の 2 本建とし、外貨は証券取得の約定ののち円転を認める)
	7. 1	非居住者自由円預金に対する準備率を引上げ (25%→50%)
	10. 6	証券特別勘定の残高規制 (円貨特別勘定の滞留は 1 か月を限度)
	10.21	為銀の中長期現地貸し規制 (包括許可を個別許可扱い)
	48. 5. 1	対居住者外貨貸し制度 (47.9 実施) を拡充 (貸付金比率を外貨 9・円貨 1 に引き上げる等) するとともに、為銀により行われる外貨貸しの一部を日銀限りで許可
	11.15	非居住者自由円勘定に対する円転規制の一部緩和
		中長期現地貸付、現地借入保証に対する規制の一部緩和
	12.10	非居住者自由円預金に対する準備率の引下げ (50%→10%)
	12.17	円転規制の一部緩和 (非居住者自由円勘定残高に見合う外貨資産保有義務を一定割合に変更)
		対居住者外貨貸し制度の一部制限 (海外不動産取得は不許可)
		中長期現地貸付、現地借入保証の制限撤廃
	49. 1.7	対居住者外貨貸し制度の一部改正 (貸付金比率を外貨 5・円貨 5 に引下げ、サービス業等への貸付不許可)
	1.29	居住者外貨預金勘定残高の規制
	2.27	居住者外貨預金勘定残高規制の一部緩和 (一勘定 1 万ドル以内は規制の対象外)
	9.11	非居住者自由円預金に対する準備率を 0% とする (従来 10%)
	51. 6.24	居住者外貨預金勘定規制の一部緩和
	11.16	中長期現地貸付に対する規制の一部緩和
	52. 6. 1	円転換規制から直物持高規制へ移行
	6.27	居住者外貨預金勘定の残高規制の廃止
	7. 1	中長期現地貸付の規制方式を変更 (中長期資金の調達額を基準として新規コミットを認める)
	11.22	非居住者自由円預金に対する準備率の引上げ (0%→50%)
	53. 3.1	輸入ユーザンス供与期間の拡大
		異種通貨ユーザンスを自由化
	3.18	非居住者自由円債務に対する高率準備率の適用 (基準残高を超える増加額についてその 100%)
	4. 1	居住者外貨預金制度の拡充
		コルレス為銀による保証を自由化 (従来は日銀の包括許可)
		コルレス為銀による外国からの本邦通貨買取りを自由化 (従来は日銀包括許可)
	6. 1	輸入ユーザンス供与期間制限の緩和、バンクユーザンス期間延長

自 由 化) の 推 移 (続)

(昭和39年1月～令和6年9月)

項 目	実施日	内 容
銀行業務関係 (続)	55. 12. 1	為銀の外貨証券(海外CD)の発行について主要為銀については届出免除の指定 為銀の外貨証券の取得(1年超)について、主要為銀については届出免除の指定 居住者外貨預金の完全自由化 中長期現地貸付は、主要為銀については届出免除の指定 持高規制の法制化
	57. 4. 28	為銀の金地金の先物売買取引を自由化
	59. 4. 1	先物外国為替取引に係る実需原則の廃止 円建対外貸付を自由化
	6. 1	直物持高規制の廃止
	61. 12. 1	本邦オフショア市場の創設
	平成. 4. 1	本邦オフショア市場の規制緩和
	6. 10. 1	為銀の金利先渡取引及び為替先渡取引を自由化
	10. 4. 1	外国為替業務の自由化に伴い、為銀制度・両替商制度を廃止 持高規制の廃止 オフショア取引の規制緩和(オフショア勘定で経理可能な取引に非居住者発行証券の非居住者との間の売買を追加)
そ の 他	15. 1. 6	顧客本人確認の義務化(支払等に係る為替取引及び資本取引に係る契約締結等行為)
	15. 7. 1	オフショア取引の規制緩和(オフショア勘定で経理可能な取引にデリバティブ取引等を追加)
	19. 1. 4	本人確認義務の対象となる特定為替取引の敷居値を200万円相当額から10万円相当額に引き下げ
	39. 4. 1	外国為替予算制度の廃止
	47. 5. 8	外貨集中制度の廃止
	55. 12. 1	債権回収義務の廃止
	56. 9. 22	金地金の売買取引を資本取引として指定
	58. 6. 6	非居住者向け短期ユーロ円貸付を自由化
	59. 6. 1	居住者向け短期ユーロ円貸付を自由化
	7. 1	非居住者による本邦不動産の取得を自由化
	12. 1	短期ユーロ円CDの発行解禁
	60. 4. 1	非居住者向け中長期ユーロ円貸付を自由化
	62. 11. 10	非居住者ユーロ円CP自由化
	63. 1. 29	非居住者国内CP発行自由化
	4. 1	ユーロ円CDの発行期間の延長(最長2年まで)
	12. 15	非居住者外貨建国内CP(ショークンCP)発行自由化
	平成. 5. 1	居住者向け中長期ユーロ円貸付を自由化
	7. 1	居住者海外預金の自由化(個人500万円相当額まで)
	2. 7. 30	居住者海外預金の自由化(個人・法人とも3,000万円相当額まで)
	6. 1. 31	新規公開株式に対する非居住者の入札参加に伴う預金契約及び相殺決済の自由化
	3. 1	居住者海外預金の自由化(個人・法人とも1億円相当額まで)
	7. 4. 1	居住者海外預金の自由化(一時的に1億円相当額を超える場合を許可不要)
	8. 4. 1	居住者海外預金の自由化(一時的に2億円相当額を超える場合を許可不要)
	10. 4. 1	内外資本取引の自由化に伴い、許可・届出制を原則廃止、事後報告制へ移行(経済制裁等による有事規制は許可制、制限業種に係る対外直投は届出制) 為銀の確認義務を銀行等の確認義務に改変
	15. 1. 6	顧客本人確認の義務化(支払等に係る為替取引及び資本取引に係る契約締結等行為)
	15. 7. 1	オフショア取引の規制緩和(オフショア勘定を設けることができる金融機関に保険及び証券会社を追加)
	17. 4. 1	外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告の義務の対象者を銀行等以外の本邦において両替業務を行う者に拡大(ただし、月中の取引合計額が100万円相当額を超える両替業者に限る)
	22. 4. 1	資金移動業者に確認義務、顧客の本人確認義務を賦課(支払等に係る為替取引)
	23. 5. 1	報告者の負担軽減の観点から、証券の取得譲渡を除く資本取引の個別報告の廃止 報告者の負担軽減の観点から、対外直接投資に係る報告等を簡素化 支払等が仮想通貨により行われる場合における換算の方法を整備
	30. 6. 1	報告者の負担軽減等の観点から、支払又は支払の受領に関する報告書に関し、オンライン報告の改善等を実施
	令2. 10. 30	行政手続における押印を原則不要とする政府方針を踏まえ、報告書及び届出書等の別紙様式中で求められている「記名押印又は署名」について廃止
	12. 25	届出者の利便性向上の観点から、対内直接投資等の事前届出に係る手続のオンライン化を開始
	4. 5. 10	暗号資産に関する取引を資本取引とみなす取引として指定 暗号資産交換業者に確認義務、顧客の本人確認義務を賦課(暗号資産に関する取引)
	5. 6. 1	電子決済手段に関する取引を資本取引とみなす取引として指定 電子決済手段取引業者に確認義務、顧客の本人確認義務を賦課(電子決済手段に関する取引)
	6. 4. 1	外国為替取引等取扱業者遵守基準を創設し、外国為替取引等取扱業者が外国為替取引等(支払等、為替取引又は資本取引等)を行うにあたって遵守すべき基準を規定